

登録制度における登録番号の構成・申請手続

○ 登録番号の構成

事業者の新たな事務負担を最小限に抑える観点から、下表のとおりとする。

区 分	番号の構成
法人番号を保有する課税事業者（法人）	T+法人番号（13桁）
法人番号を保有しない課税事業者（個人事業者等）	T+13桁の数字 ^(注)

（注）13桁の数字には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号とする。

○ 申請手続の概要

登録申請書は、令和3年10月1日以降、提出することができる。（e-Taxでも申請可能）

令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに申請しなければならない

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録
申請書

登録・公表
登録年月日
はR5.10.1
とみなす

通知

申請はぜひe-Taxで
お願いします。



<登録状況の確認方法の概要>

・ 検索機能

国税庁ホームページに構築予定の公表サイトにおいて「登録番号」を基に検索を行うことを可能とする（令和3年10月以降、利用開始）。

<確認可能なデータ>

氏名又は名称（法人の本店又は主たる事務所の所在地）
登録番号、登録年月日（取消年月日、失効年月日等）

・ その他の機能

検索機能のほか、Web-API機能^(※)、データダウンロード機能についても提供

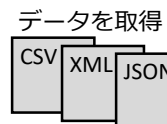
※ Web-API機能とは？

システム間でデータ連携を行うためのインターフェース。利用には、事前にアプリケーションIDの発行届出を必要とする。

インターネット



リクエストを送信



データを取得



利用者
システム

（財務省資料）